

# 学校いじめ防止基本方針

平成30年3月

千葉県立沼南高等学校

千葉県立沼南高等学校  
「学校いじめ防止基本方針」

## 1 基本理念及び方針

いじめは、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したり、いじめを助長する発言や行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも見逃さず、親身になって相談に応じる姿勢が大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命・人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発展を支援するという生徒観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校の教育方針である、「自らとともに、他人の人格を重んじ、誠実にして信頼される人間を育成する。」「心身ともに健康で、勤労と責任を重んじる人間を育成する。」「社会について、広く深い理解と、正しい判断のできる人間を育成する。」を基本に、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことを基本理念とする。

また、この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒以外の本校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第二条】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが重要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

### 3 いじめ防止

#### (1) 基本施策

##### ア 学校におけるいじめの防止

- ① 学校教育目標の一つに「自らとともに、他人の人格を重んじ、誠実にして信頼される人間を育成する。」がある。この目標を掲げ、弱い者いじめや卑怯・卑劣なふるまいをしない、見過ごさないことを組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに関係機関及び関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う特別活動等に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文や人権講演会を実施する。
- ⑤ 部活動等における過度の競争意識や勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることを職員が十分理解し、指導に努める。
- ⑥ 少子高齢化、情報化等、社会の急激な変化の中で、未熟な考え方や道徳的判断力の乏しさから起こる「いじめ」の防止には、1学年における「道徳の授業」を活用し、2、3学年においては、全校で行う特別活動「いのちを大切に作るキャンペーン」の中で分野ごとに学習させる。
- ⑦ 教材研究や授業研究を柱とした「わかる授業」の展開が、生徒の達成感や自己肯定感、自己有用感を高めることに繋がり、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを職員が理解し、指導に努める。

##### イ いじめの早期発見のための措置

###### ① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）
- ・生徒及び保護者面談を通じた学級担任による、いじめに関する啓発及び聞き取調査 年2回（6月、11月）

## ② いじめ相談体制

いじめを受けていることは「恥ずかしい」「惨め」なことではなく、いじめを通報することは卑怯ではないことを理解させ、勇気を持って信頼できる大人に相談するよう「はなす勇気」について指導する。また、生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
  - ▽ 原則毎週月曜日に教育相談室にて教育相談を実施
- ・いじめ相談窓口の設置
  - ▽ 教育相談室前にポストを設置
  - ▽ 教頭・学年主任・教育相談担当・養護教諭
- ・ポスター等による教育相談、セクハラ相談及び人権委員会について、生徒・保護者への周知及び啓蒙
- ・ポスター等による学校外相談機関の案内・周知

千葉県子どもと親のサポートセンター	24時間いじめ相談
フリーダイヤル	0120-415-446

こども人権110番（法務省）	月～金曜日 8:30～17:15
フリーダイヤル	0120-007-110

- ③ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ④ 朝指導、昼休み及び下校指導等の巡回指導の実施。

## ウ インターネット（SNS等）を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルに係る講演会等を実施する。

また、生徒においては、いじめに係るアンケートの中にインターネット（SNS等）を用いたいじめについての質問項目を設け、実態を把握するとともに、情報モラル教育の深化を図る。

## (2) いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
  - ・被害生徒を保護する視点から、被害生徒及び加害生徒から情報の収集方法や加害者から被害者や通報者への圧力の防止等を十分に協議

し、関係職員間で共通理解を構築した後に、聞き取り調査等を実施する。

イ いじめの事実が確認された場合は、速やかに家庭訪問や電話連絡等で関係保護者に連絡を行い、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

また、いじめは「人として絶対に許される行為ではない」ことを加害生徒及びその保護者に十分理解させ、特別指導が必要な場合には別途定める規定により指導することを具体的に伝える。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための対応が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせたりする等、被害生徒が安心して学校に通学できるようにするとともに、被害生徒及び保護者の心のケアなどの対応（スクールカウンセラー等の活用）を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

カ いじめが「解消している」状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又はいじめ防止対策委員の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。

キ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### （3）重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
- ・当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) いじめ防止のための組織

ア 名称

「いじめ防止対策委員会」

イ 構成員

① 初動態勢

教育相談委員会（教頭、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、該当担任、該当学年主任、その他関係職員）

② 特別指導該当事案

①＋特別指導委員会＋人権教育委員会委員長

③ 重大事案

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大な事案が含まれる。これら重大事案については以下の組織で対応し、事実関係を明確にし、同種の事態の発生防止に役立てるための調査を行う。

②＋校長＋保護者会長＋保護者会副会長（該当学年）

なお、「重大事案」とは以下に規定するものである。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

**【重大事案】**

- ・校長
- ・保護者会長
- ・保護者会副会長（該当学年）

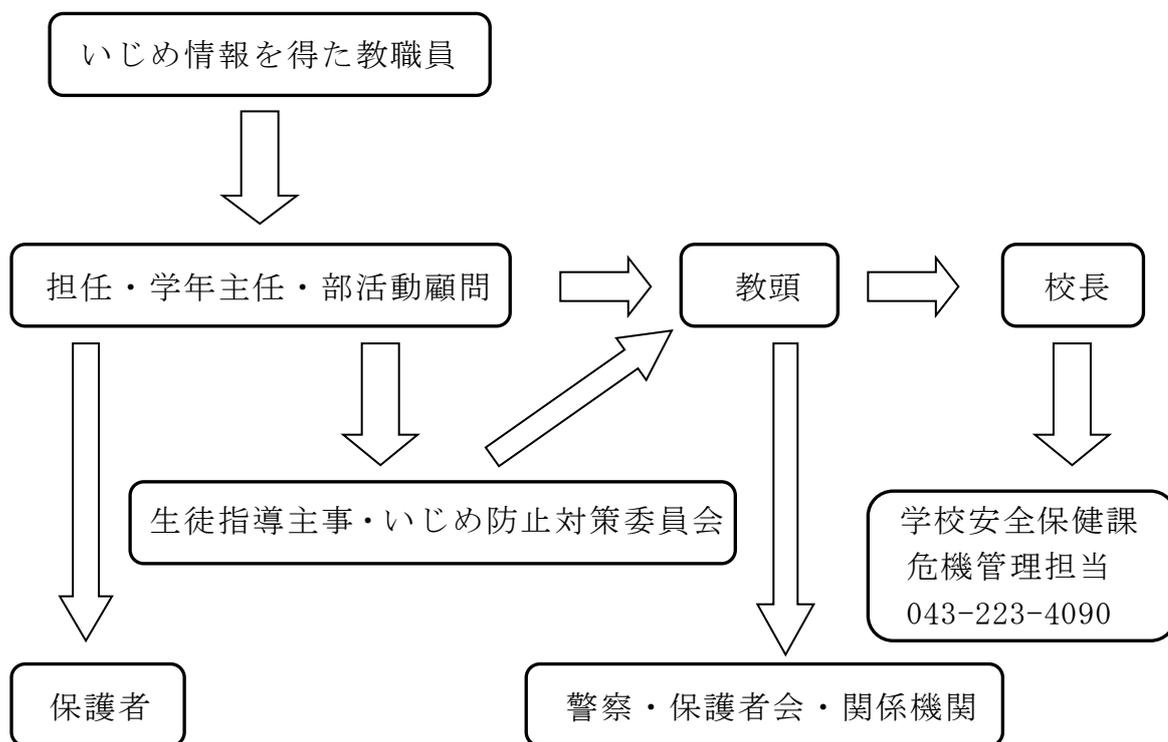
**【特別指導該当事案】**

- ・生徒指導主事
- ・各学年主任
- ・生徒指導部員
- ・人権教育委員会委員長

**【初動体制】**

- ・教頭
- ・教育相談担当
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー
- ・該当担任
- ・該当学年主任
- ・その他関係職員

(5) いじめ発見後の連絡体制



(6) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止（アンケート等の実施）
- ウ いじめへの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### 4 年間計画

(1) 本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

月	1年	2年	3年	委員会等
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 家庭調査票によって把握された生徒状況の集約 人権HR（コミュニケーションの方法） 校外学習（コミュニケーション能力の育成）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR（コミュニケーション力の向上） 校外学習（コミュニケーション能力の育成）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR（いじめを防ぐ力） 校外学習（コミュニケーション能力の育成）	第1回 いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針（人権教育委員会）」のHP更新
5月	個人面談	個人面談	個人面談	
6月	保護者面談週間 （家庭での様子の把握）	保護者面談週間 （家庭での様子の把握）	保護者面談週間 （家庭での様子の把握）	保護者総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
7月	人権HR（いじめ防止のための力を育てる） いじめアンケートの実施 夏休み人権課題（人権作文）	人権HR（いじめ防止のための力を育てる） いじめアンケートの実施 夏休み人権課題（人権作文）	人権HR（いじめ防止のための力を育てる） いじめアンケートの実施 夏休み人権課題（人権作文）	第2回委員会（アンケート集計および進捗確認）
8月				
9月	生徒特別面談週間	生徒特別面談週間	生徒特別面談週間	教育相談週間
10月	文化祭	文化祭	文化祭	
11月	保護者面談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	
12月	人権教育講演会	人権教育講演会	人権教育講演会	

1月	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
2月	人権HR			第4回委員会（年間の取組みの検証）

(2) 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止対策委員会は、年4回、検討会議を開催し、教職員、生徒、保護者等から幅広く意見を聴取し、取組が計画どおりに進んでいるか、個々の事案への対処の検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5 公表・点検・評価等について

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」は、本校ホームページにて公表する。
- (2) 学校評価アンケートや開かれた学校づくり委員会等において、いじめ問題への取組を生徒、保護者、職員等で評価し、改善に役立てる。
- (3) 年度毎にいじめ問題への取組を公表・評価するとともに、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

(附則)

この「学校いじめ防止基本方針」は、平成26年4月1日より施行する。

- ・平成27年3月23日 一部改正
- ・平成30年3月22日 一部改正